

令和6年度委員会報告

〔 14 〕 規約検討委員会

委員長 後藤 明子

1. 委員会開催状況

1) 委員会 1回

2) 検討事項

(1) 定款の変更(案)について

①事業の例示の変更について

②法令の改正に伴う変更について

③その他

(2) 令和7年度委員の交代について

2. 活動報告

令和7年度通常総会の議題として提案する定款の変更(案)について変更内容の確認を行った。

下記に記載の定款の変更(案)について当委員会において確認し、理事会に提出することを承認した。

確認の内容は、次に示すとおりである。

[定款の変更確認内容]

(1) 事業の例示の変更について

日本看護協会が「継続教育の基準」に代わり、看護職の生涯学習を支援するための取組みの指針として、「看護職の生涯学習ガイドライン」を定めたことに伴い、定款第4条第1項第1号に定める事業の例示の表現を改めるもの(「継続教育等」→「教育等」)。

(2) 法令の改正に伴う変更について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

①役員に関する制限(定款第24条)

同法において、役員に関する特別利害関係の制限が規定されたことにより改正するもの。

②事業計画及び収支予算(定款第46条)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(令和6年内閣府令第87号)の一部改正により、事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類が追加されたため改正するもの。

③事業報告及び決算(定款第47条)

公益法人会計基準において、事業報告に係る書類の名称及び内容が改められたことにより改正するもの。

④定款第56条の2(運営体制の充実及び透明性の向上)

公益法人の責務として、運営体制の充実及び財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図ることが義務付けられたことに伴い、改正するもの。

(3) その他

規定、文言等を整理するもの。